



※1 源泉分離課税の適用を受けているものは除きます。

※2 特定居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。

※3 上場株式等譲渡所得の損失額について申告分離課税の配当所得等との損益通算及び繰越控除ができます。

※4 前年度以前3年間に※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。

※5 前年度以前3年間に先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができます。

合計所得金額を用いる場合

- ・均等割及び森林環境税の非課税判定
- ・障害者、未成年者、寡婦及びひとり親の非課税限度額
- ・扶養控除、配偶者特別控除の適用判定
- ・寡婦及びひとり親控除の所得要件の判定
- ・勤労学生控除の所得要件の判定
- ・住宅借入金等特別控除の所得要件

総所得金額等を用いる場合

- ・所得割の非課税限度額
- ・医療費控除の金額の算定
- ・寄付金控除の金額の算定
- ・雑損控除の金額の算定